



# 市役所からのお知らせ

## 公的年金等の源泉徴収票を送付しています

平成29年中に厚生年金・国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給した人に、日本年金機構から「平成29年分の公的年金等の源泉徴収票」を送付しています。

所得税および復興特別所得税の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので大切に保管してください。  
※障害年金や遺族年金等の非課税の年金については、源泉徴収票は発行されません。

### ●源泉徴収票の再交付受付

ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(ナビダイヤル)  
※050から始まる電話でかける場合は ☎03(6700)1165

### ●受付時間

▽月曜日 8時30分～19時  
▽火～金曜日 8時30分～17時15分



▽第2土曜日 9時30分～16時  
(祝日、12月29日～1月3日は除く)  
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで相談を受け付けます。

## 成年後見制度などに関する講演会を開催します

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度です。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、成年後見制度について学んでみませんか。遺言、死後事務などについてもお話しします。(予約不要、参加無料)

●日時 3月10日(土)、13時30分～15時30分(開場13時)

●講師 NPO法人 高齢者・障害者安心サポートネット

●場所 生涯学習センター3階視聴覚室

※託児を希望する人は2月28日(水)、17時までにご連絡ください。

### ●問い合わせ先

生活福祉課 地域福祉担当

## 殺処分される不幸な猫のことを知っていますか？

生まれてきたのに「飼い主がいないう」だけで、殺処分される不幸な子猫がたくさんいます。福岡県では、平成28年度に1705匹の大切な命が殺処分されました。

これ以上、殺処分を増やさないために、次のことをお願いします。

### 【飼い主の皆さんへお願い】

①不妊去勢手術を受けさせましょう！

猫は、年に2～3回出産します。不妊去勢手術をして繁殖を防ぎましょう。

②絶対に捨てないでください！

猫を捨てる行為は犯罪です。

(100万円以下の罰金が科せられます)

やむを得ず飼うことができなくなつたときは、新しい飼い主を見つけてもらう努力しましょう。

### 【無責任な餌やりはやめましょう！】

飼い主のいない猫に「かわいい」や「かわいそう」という気持ちで無責任に餌やりをすると、たくさん子猫が生まれ、不幸な猫を増やすことになってきます。糞尿や臭いなど迷惑を及ぼします。

このようなことを防ぐための取り組みとして「地域猫活動」があります。



「地域猫活動」とは、福岡県動物愛護推進計画(第2次)より抜粋し、

飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域合意のもとに不妊去勢手術や糞の始末を行い、猫を適正に管理する活動を言います。具体的活動としては、

- ①活動実施に関する地域の合意形成
- ②飼い主のいない猫の生息状況の把握
- ③猫の捕獲、動物病院への搬送、不妊去勢手術の実施、二元の場所へのリリース
- ④給餌場・トイレ・看板等の設置、給餌の管理(置き餌の禁止)、トイレの管理、糞の清掃などを行います。

※保健福祉環境事務所での引き取りについては、事前に電話で相談してください。

### ●問い合わせ先

▽筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課 ☎(513)5599

▽市環境課 ☎(923)1111



## せん定枝葉・巨木のチップを無料で配布します

クリーンヒル宝満では、燃やすごみの減量、資源化を推進するため、搬入されたせん定枝葉や巨木の一部をチップ化するリサイクル事業を行っています。せん定枝葉チップは堆肥材料として利用でき、巨木のチップは雑草の抑制、水分保持などに効果のあるマルチング材として利用できます。随時、無料で配布をします。

### ●配布対象者

筑紫野市、小都市、基山町のいずれかに在住または勤務している人

### ●受付時間

9時～12時、13時～16時  
 ※土・日曜日、祝日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日は休み

### ●配布方法

スコップと袋を持参し、自由にお持ち帰りください。

### ●配布手順

- ①管理棟事務所にて受付。
- ②指定場所で各自、袋詰め・積み込み。
- ③積み込み後、管理棟事務所に戻り、積み込んだ量を報告。

※軽トラックなどに直接積み込む場合は、計量機にて計量します。

※配布するチップは、熟成されたもの

ではありません。

※残量の確認や不明な点などは、クリーンヒル宝満にお問い合わせください。また、チップの写真はクリーンヒル宝満のホームページに掲載します。

### ●配布に関する問い合わせ先

クリーンヒル宝満（市内大字原田1389番地）

☎（926）5300

▽ <http://houman.sakura.ne.jp/>

### ●その他問い合わせ先 環境課



巨木チップ

## 新しく人権擁護委員が委嘱されました

平成29年12月31日付で退任された成富清治さんに代わり、1月1日付で新たに鬼木寛治さん（吉木）が委嘱されました。

人権擁護委員は、国民の基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚をはかるため、法務大臣から委嘱を受け、日々活動を行います。

### ●問い合わせ先 人権政策課

## 消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923) 1741

平日

●9時～11時45分  
 ●13時～16時30分

## インターネットの通信販売について

### 法律が改正されました！

ここ数年、インターネットでの通信販売で、一回だけの「お試し」のつもりで申し込んだら定期購入契約だったという苦情が全国的に多く発生しています。購入時の分かりにくい広告が原因だったこともあり、このたび、法律が改正され、定期購入だということを分かりやすく表示することが義務付けられました。（平成29年12月1日から）

販売サイトの表示も読みやすく改善されつつあるようです。

一方、消費生活センターに寄せられる相談の中には、サイトに定期購入について詳しく記載されていても、購入する人が「規約をよく読まなかった、確認しなかった」と言われ

ることがあります。

インターネットによる通信販売は、消費者が自分で選んで自ら注文するという購入方法です。書かれている条件や規約などの大切な情報は、購入する側もしっかり読んで理解してください。分からないところは購入前に直接問い合わせをしてみましょう。その段階で消費生活センターにお尋ねいただければ、一緒に販売店に問い合わせたり、調べたりなどの協力ができます。

手間はかかりますが、トラブルを未然に防ぐために自分でできる対策です。

